

令和6年度「信州環境カレッジ」講座（学校講座）募集要項

信州環境カレッジ運営事務局

1 目的

地球規模での気候変動の進展など環境を取り巻く状況が大きく変化する中で、持続可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりが環境問題や地域の課題に気づき、主体的に行動を起こすことが必要です。

地域との協働により学校における環境教育を推進し、子どもたちの環境についての理解を深めるとともに、主体的に考え行動する人材を育成するため、「信州環境カレッジ」に登録していただける講座（学校からの申込により開催する出前講座である学校講座）を募集します。

2 募集講座

テーマ	① 気候変動（再生可能エネルギー、省エネルギー等） ② 自然との共生（生物多様性・自然環境の保全、自然体験等） ③ 水・大気環境（水質保全、上下水道、星空等） ④ 循環型社会（3R、ごみ減量化等） ⑤ 暮らし・まちづくり（食、コンパクトシティ、交通等） ⑥ その他（SDGs等）
実施期間	令和6年4月～令和7年3月（謝金対象講座は令和6年4月15日～令和7年2月末）
形式	県内の学校（小・中学校、高等学校等）に対する児童・生徒向けの出前講座
企画内容	・ 講座の内容が具体的な行動に結びつくよう、ねらいや取組が明確であること。 ・ 講座が安全かつ円滑に行える内容であること。 ・ 楽しく学べる、興味を持って参加できる内容であること。
その他	・ 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政治的目的のための活動を行わないこと。 ・ 特定の国、団体、個人、企業に対し、違法・不当な誹謗・中傷を行わないこと。 ・ 専ら利益を目的として行われるものでないこと。

※登録講座は「信州環境カレッジ」のホームページに講座情報を掲載します。

3 登録方法

講座の登録を希望する個人・団体の方は、「実践者登録」及び「講座登録」の届出を行ってください。登録結果について、「信州環境カレッジ」運営事務局（以下「運営事務局」といいます。）からお知らせします。

(1) 提出書類

- ア 実践者登録届（様式1）（初めての届出、または内容に変更がある場合のみ）
- イ 講座登録届（様式2B）

(2) 提出期限

随時

(3) 提出方法

原則として電子メールにより、運営事務局あてに提出してください。

(4) 既登録講座の扱い

令和5年度に登録した講座がある場合、当該講座の登録を継続することができます。（登録の継続については、運営事務局から別途確認させていただきます。）

4 変更・中止

(1) 実践者の変更

代表者名、連絡先に変更があった場合は、「変更届」(様式1)を運営事務局へ提出してください。

(2) 講座の変更・中止

次の事由により講座を変更又は中止する場合には、電子メールにより運営事務局へ連絡してください。

講座の変更 (内容の変更を伴わないもの)	<ul style="list-style-type: none">・ 講座の日時、場所、定員、受講料を変更する場合・ 講座の申込期限を変更する場合・ 申込方法を変更する場合・ 集合場所や当日の持参品など受講に当たっての注意事項等を変更する場合
講座の中止	都合等により、予定していた講座が開催できなくなった場合

5 学校との打合せ

(1) 学校からの申込を受け、運営事務局から申請者に連絡します。

(2) 申請者は、日程や実施内容の詳細等について、打合せシート(様式6)により学校との打合せをお願いします。ただし、講座の性質等を踏まえ、独自の様式を使うことも可能です。

(3) なお、登録していただいても、学校からの申込がない等により講座が実施できないケースもありますので、あらかじめご了承ください。

6 謝金

(1) 謝金の要件

次の要件を満たす場合には、予算の範囲内で講座開催に対する謝金をお支払いします。

(謝金の要件)

- ① 「信州環境カレッジ」に登録した講座であること。
- ② 個人、NPO法人又は任意団体が開催する講座であること。
- ③ 令和6年4月(別途事務局が定める日)～令和7年2月末までの間に開催する講座であること。
- ④ 講座実施の際、信州環境カレッジ事業について周知について協力すること・
(例 申し込んだ先生以外の先生に学校講座を紹介する)
- ⑤ 実施計画が謝金対象講座として認められるものであること。

(謝金の概要)

講座1回あたりの謝金額	2万円 また、同一日に同じ講座を複数回、同一の1人の講師が行う場合は、運営事務局がお支払いする謝金額は1日あたり2万円を上限とする。
-------------	---

(2) 謝金の申請

謝金を希望する場合は、学校との打合せ後、原則講座開催の2週間前までに、運営事務局に講座実施計画書(様式3)を提出してください。謝金対象の可否については運営事務局からお知らせします。

(3) 謝金の支払い

講座終了後、実施結果報告書(様式4B)及び口座振込依頼書(様式5)を運営事務局へ提出してください。指定された口座に謝金をお支払いします。

7 講座の実施結果報告等

講座終了後、原則1か月以内に実施結果報告書(様式B-4)を電子メールにより運営事務局へ提出してください。この報告書の内容を「開催レポート」として、信州環境カレッジのホームページに掲載します。

なお、講座提供者等のホームページに掲載している場合は、事務局と協議の上

そのリンク先を提出することにより実施結果報告書の提出とすることができます。

9 講座募集から講座実施までの主な流れ



※網掛けした部分は届出者に行っていただく部分になります。

10 お問い合わせ・書類提出先

【「信州環境カレッジ」運営事務局】

一般社団法人 長野県環境保全協会

電話：026-237-6620 FAX：026-238-9780

電子メール：shinshu-college@nace-portal.jp

WEB：<https://shinshu-college.pref.nagano.lg.jp/>

※「信州環境カレッジ」は、(一社)長野県環境保全協会が長野県からの委託により運営する事業です。